

《外国文献紹介》

治療法学的な被疑者取調べ：経験的手法による治療的効果の研究

指宿 信 (センター長・成城大学教授)

はじめに

本稿は、治療法学の観点から被疑者取調べにおける治療的効果を論じたフィンランドの論文、Kent Madsen, “Therapeutic Jurisprudence in Investigative Interviews: The effects of a humanitarian rapport-orientated and a dominant non-rapport orientated approach on adult’s memory performance and psychological well-being” (2017) の紹介である。本論文は著者の Madsen がオーボ・アカデミー大学 (Åbo Akademi University) に 2017 年に提出した学位論文で、自身の既発表論文¹ や学会報告を元に、先行する同種研究の成果を網羅したメタ研究と、自らがおこなった実証研究を合体させた 100 頁ほどの大部な作品となっている。著者は現在、ルンド大学 (Lund University) 客員講師を務めているということである。司法心理学 (forensic psychology) が専門で、捜査取調べ (investigative interview) を研究分野とする。Madsen 自身、長年警察に勤務経験があり、取調べの実務経験により被聴取者において不安、恐怖、心的外傷後ストレスが被害者のみならず被疑者にも現れることを実感し、研究の道に進んだようである。

周知のとおり、これまで治療法学は司法過程においては裁判過程を中心に適用、応用されてきた。当ジャーナルでも多く紹介されてきた各種の問題解決型裁判所 (problem solving court) がその典型である。一方で、わが国では弁護活動を通じた治療的司法の実践が積み重ねられてきているのが特徴的であろう。

他方で、治療法学は裁判過程にのみ限定されるわけではなく、当センターでは他の領域、たとえば矯正・保護の領域でも TJ 的視点が応用可能と考えてきた。そうしたところ、これまでほとんど言及されることのなかった被疑者取調べにも TJ のアプローチが有効であるとの研究が少ないながら今世紀に入って登場している (たとえば、尋問のスタイルによって心理的ストレスを緩和できる可能性があることが複数の研究によって示唆されている。Fisher & Geiselman, 2010; Holmberg,

Christianson & Wexler, 2007; Shepherd, Mortimer, Turner & Watson, 1999)。

今回は、フィンランドからそうした TJ 的考え方に基づいた被疑者取調べ方法を導入することによって、被疑者からの情報収集ならびに被疑者本人の更生に有益かつ有効なものとするという意欲的な研究が発信されているので、これを紹介することとした次第である。

これまた周知のとおり、被疑者取調べ録音録画制度 (但し、義務的な範囲は限定されている) が 2019 年に法制化されて以降、徐々にこの国の取調べ室でおこなわれている被疑者取調べの尋問方法の実態を把握できるようになっている。いかにそれらが未発達で、人格を侵害したり黙秘権を侵害したりするものであるかが、映像や音声を通して明らかになるようになったのである²。

そうした中、伝統的な日本の取調べ尋問の方法からすると意外に思えるかもしれないが³、人道的で被疑者の更生に力点を置く TJ 的な取調べ方法の有効性を検討した本論文の提示する知見は今後の改革されるべき取調べ実務に大いに参考になると同時に、TJ 研究の範囲を拡張し TJ の応用可能性を示すものというべきで、先行研究の少ない領域でありその学術的価値は高いと言えるだろう。

1 論文の概要

本論文は、治療的司法という法学的アプローチを採用し、捜査取調べの場面において、人間関係重視型 (humanitarian rapport-oriented interview) および非人間関係重視型 (non-rapport oriented interview) のそれぞれの取調べ技法に関するアプローチが成人被疑者の記憶力と心理的幸福感に及ぼす影響を実験的に調査したものである。

治療法学とは、法律や法的手段を、治療効果をもたらすか、あるいは逆効果をもたらすかの社会的要因と捉え、関係者の心理的安定を促進するような方法で法的プロセスを遂行することを目的とした司法哲学とされている。

筆者は、警察の事情聴取者も、その法的業務がどのよ

うに実施されるかを左右する権限と裁量を持って以上、被疑者に対して治療的な役割を果たす存在と見なすことができると考えている。これまでの先行研究によれば、人道的なインタビュー方法を採用することで、被聴取者において自身が尊重されていると感じ、そのため協力的な態度で臨み、思い出す限りのことをすべて報告しようとするのが明らかになっている。そうした傾向は犯罪被害者でも被疑者でも変わらず、支配的な方法でインタビューされた人々と比較して心理的な幸福が高まったと報告されている(被害者につき、Holmberg, 2004, 2009、被疑者につき、Holmberg & Christianson, 2002)。ただし、各面接方法に対する回答者の反応は彼らの性格によって影響を受けるということも分かっている。

ただ、これまで取調べに関する研究で、TJの視点を取り入れたものはほとんど見られない。確かに、20世紀後半、不適切な尋問戦略が原因で生じたいくつかの著名な冤罪事件への反応として、**捜査面接** (investigative interviewing) の概念は1990年代初頭に英国で開発され始めた(Gudjonsson, 2003a; Milne & Bull, 1999; Shepherd & Griffiths, 2013)。この捜査面接とは「**尋問・取調べ** (interrogation)」を含む幅広い用語であり、その基本は、自白に焦点を当てるのではなく、真実を追求するアプローチを前提とする。また、捜査面接の主な原則のひとつとして、捜査官は被害者、目撃者、容疑者への尋問の際には公正に行動しなければならないというものがある(Milne & Bull, 1999; Shepherd & Griffiths, 2013)。

この観点では、捜査面接は、ラポール(信頼関係)と名付けられた相互行為者間の複雑かつ動的なポジティブな相互作用(Fisher & Geiselman, 2010; Kelly, Miller & Redlich, 2015)を伴うもので、その重要性は、捜査面接の重要な目標を達成するために法医学の文献で強調されている。例えば、被面接者の協力を得る、および/または記憶の想起を増やすことなどである(例えば、Abbe & Brandon, 2012; Kieckhafer, Vallano & Schreiber Compo, 2013; St-Yves, 2006; Vallano & Schreiber Compo, 2011, 2015; Walsh & Bull, 2010を参照)。これまでの研究では、ラポールを重視した面接スタイルとそうでないスタイルでは、被面接者の記憶想起のパフォーマンスに違いが生じることが示されてきたし(Collins, Lincoln & Frank, 2002; Holmberg, 2004; Vallano & Schreiber Compo, 2011)、心理的ウェルビーイング(psychological well-being; 以下、PWBと略)にも違いが生じることが示されてきた(Holmberg, 2009; Holmberget al., 2007; Vrij,

Mann & Fisher, 2006)。

しかしながら、捜査面接に関する文献では、ラポールに関する経験則に基づく定義が欠如しており(Borum, Gelles & Kleinman, 2009)、また、ラポールを築く方法の詳細な記述や、ラポールが成人との面接結果にどのように貢献するかを決定する経験的証拠も欠如している(Abbe & Brandon, 2012)(ただし、ラポールについてはWalsh & Bull, 2012を参照)。

本論文の目的は、先行研究を拡大し、人間性を備えた(ラポール志向の)アプローチと、それと対照的な支配的な(ラポール志向ではない)アプローチ(Holmberg & 2002年、ホルムバーク、2004年)を、成人の記憶力とPWBに及ぼす因果効果を実験的に調査することであり、そして、ラポールに関する文献の理論的および経験的な欠点を補うことにある(Borum et al., 2009年、Abbe & Brandon, 2012年)。

さらなる目的としては、特に捜査面接の場面におけるPWBの定義と測定に関して、TJの理論的基盤に貢献することも追加されている(Roderick & Krumholz, 2006; Slobogin, 1995)。

本論文は、実験データに基づく4つの研究報告(研究Iから研究IVまで)から構成されている。

研究I (Holmberg, U., & Madsen, K. (2014). "Rapport Operationalized as a Humanitarian Interview in Investigative Interview Settings", *Psychiatry, Psychology and Law*, 21(4), 591-610)からは、人間関係構築を重視したアプローチでインタビューを受けた被験者は、そうでないアプローチでインタビューを受けた被験者と比較して、はるかに多くの情報を報告したことが明らかになった。

研究II (Madsen, K., & Holmberg, U. (2015a) "Interviewees' Psychological Well-being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach", *Psychiatry, Psychology and Law*, 22(1), 60-74.)では、最初のインタビューの結果から、時間(インタビュー前と後)とインタビュー手法が被験者の不安に及ぼす相互作用が示された。その後の分析では、非ラポール志向のアプローチを用いた被験者は、人道的なラポール志向のアプローチを用いた被験者よりも、インタビュー後の不安レベルがわずかに高いことが示された。また、2回目のインタビューでは、時間とインタビュー手法の相互作用が被験者の一貫性感覚に影響を与えることが示された。人道的ラポール志向のアプローチを用いたインタビューでは、インタビュー前よりもイン

タビュー後において一貫性感覚が高まり、PWBも高まったことが報告された。

研究 III (Madsen, K., & Holmberg, U. (2015b). "Personality Affects Memory Performance and Psychological Well-Being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach", *Psychiatry, Psychology and Law*, 22(5), 740-755) では、最初のインタビューにおいて、神経症傾向は意思決定および行動記憶の想起の増加を予測し、その傾向は、人間関係重視のアプローチでインタビューを受けた人の方が人間関係重視でないアプローチでインタビューを受けた人よりも強いものであることが明らかになった。研究 III の 2 回目のインタビューでは、経験への開放性については意思決定および行動記憶の想起の減少を予測し、外向性については周辺記憶の想起の減少を予測して、実験がおこなわれた。結果、非ラポール志向のアプローチでは、神経症傾向と中心視覚記憶の想起との間に負の相関が見られ、人道主義的ラポール志向のアプローチでは、決断と行動の記憶の想起と向上との間に負の相関が見られ、経験への開放性と誇張された中心視覚記憶の想起との間に正の相関が見られた。さらに、両方のインタビューにおいて、外向性と調和性は、より高い首尾一貫感覚とより低い状態不安を予測させた。

研究IV (Madsen, K., & Santtila, P. (submitted), "Interview styles, adult's recall, and personality in investigative interview settings: mediation and moderation effects", Manuscript submitted for publication 博士学位論文に追加) では、2 回目のインタビューにおいて、3 つの完全媒介モデルが明らかになった。1 つ目のモデルでは、インタビュー・アプローチが被験者の中心視覚記憶の想起に及ぼす間接的影響は、人道主義指数 (インタビューアーの態度) によって媒介され、記憶の想起が増加することが分かった。2 つ目と 3 つ目のモデルでは、インタビュー・アプローチが被験者の中心視覚記憶の想起に及ぼす間接的影響と、意思決定および行動記憶に及ぼす間接的影響は、それぞれ支配的指数によって媒介され、想起が減少することが分かった。面接者の態度を評価する個々の項目の追跡分析により、人間性指数における面接者の親切さや協調性を含む 2 つの完全媒介モデルと、支配的な指数における面接者の否定的な態度、無関心、焦り、そっけなさ、頑固さを含む 4 つの完全媒介効果が明らかになった。これにより、これらの変数が当初の調査結果に寄与していることが示唆された。さらに、2 回目の面接における面接対象者の性格が関わる交互作用効果が検出された。

Madsen は、以上の経験的研究に基づき、次のような知見が得られたとまとめている。

すなわち、基本的に、人道的なラポール志向のアプローチは、ラポール志向ではないアプローチと比較すると、すべての重要な部分において、被験者 (被疑者や犯罪被害者ら) の記憶想起を促進するとともに、心理的な幸福度も高めることである。これに対し、ラポール志向ではないアプローチは、人道的なラポール志向のアプローチと比較すると、やはりすべての重要な部分において、被験者の記憶想起を妨げるとともに、PWB の低下にもつながった。

2 解 説

治療的司法 (TJ) は、法的措置に置かれる個人の心理的ウェルビーイング (PWB) を促進する方法を通して法的プロセスを遂行することを目的としている (Slobogin, 1995; Stolle, Wexler, 1996)。法学研究では無視されてきたミッションを掲げるこの司法哲学は、刑罰中心の司法から人間中心の司法を目指すように企図され、それに基づいて司法過程に導入が試みられてきた。この企図・目的は、例えば治療法学の創始者の一人である Winick (1997) が述べているように、すべての法的規則、法的手続き、および法的関係者 (弁護士や裁判官など) の役割を含むものと見なされるべきとされているのである。

だが、著者 Madsen が指摘するように、TJ 的アプローチが取調べ場面で応用されることの効用をテーマとする調査研究は乏しい。Madsen の一連の論文や学会報告が公表される以前から、本博士論文の指導教員である Ulf Holmberg 博士による先駆的研究が見られるくらいである。Holmberg 博士のこのテーマに関する論稿としては、2007 年に刊行された研究書のチャプター⁴や、2009 年に刊行された研究書のチャプターなどがある⁵。Holmberg 博士はスウェーデンのクリシュンスタード大学 (Kristianstad University) 心理学研究所の上級講師を務めていて、Madsen による本論文の研究 I から研究 III が Holmberg 博士との共著論文となっていることから、この取調べにおける TJ 的アプローチに関する研究は Holmberg 博士とのいわば協働研究であると評価していただろう。そこで以下、解説では Madsen のものも含めて、“Holmberg らの研究”と呼ぶことにする。

さて、一般的には、これまでの警察による取調べに関

する先行研究では、取調べスタイルについては通常、「情報収集アプローチ」と「糾問的アプローチ」に分類されてきた。いずれのアプローチでもラポールを活用することができるが、人道的な取調べスタイルは、より詳細な供述を引き出すためにオープン・クエッションで探索的な質問を用いることにより、肯定的なラポールを活用する情報収集スタイルとして概念化することができる。

これに対し、支配的なインタビュースタイルは糾問型のカテゴリーに位置づけられてきた。例えば、心理操作の使用や選択式の確認質問の使用により、被疑者に対する支配を確立するためにラポールが利用される可能性があるとされている。ここでの被疑者に対するインタビューにおける支配的なインタビュースタイルの目的とは、自白を得ることである (Kelly et al., 2013; Meissner et al., 2014)。

こうしたスタイルに対して、Holmbergらは、一連の研究を通じて、人間的なつながりを重視したアプローチが、取調べ場面において二つの点で重要な実際的な影響を持つことを確認したいと望んでいた。1つ目の影響として、犯罪捜査と法的プロセスに関連する状況を把握に改善があるということだ。2つ目の意味合いは、犯罪被害者および犯罪者の心理的ストレスがしばしば伴うことを踏まえ (Frieze et al., 1987; Holmberg & Christianson, 2002; Pollock, 1999)、被面接者の精神的苦痛の軽減に貢献することである (Pennebaker, 1997; Pennebaker et al., 1988)。すなわち、Holmbergらは、人間関係重視型のアプローチを取った捜査面接を通してPWBの増加が確認されれば、多くの点で社会に経済的利益をもたらす可能性があると考えている。

捜査面接の世界では既に自白を追及する「糾問的アプローチ」は虚偽自白を誘発する危険性を高めることになるため⁶、これに代わる被尋問者の尊厳を守りつつ情報を収集するアプローチが主流となりつつある。「糾問的アプローチ」の代表的な尋問技法であった「リード・テクニック (REID Technique)」⁷は米国で1950年代に生まれ各国へ普及したが、21世紀に入りこうした手法からの離脱が世界各地で起こっている。その先頭を切っているのが、取調べの録音録画時代に尋問技法を開発した英国で、「PEACEモデル (PEACE Model)」⁸と呼ばれる情報収集型の取調べ技法を生み出した。

今後、このPEACEモデルにTJ精神を組み込んだHolmbergらの提唱する「人間関係重視型」のアプローチがどのように受容され、そして発展するのか注目されるところである。

わが国でも取調べの可視化 (録音録画制度) の開始を踏まえて警察庁では情報収集型の取調べ技法の実装が試みられたというが⁹、報道等によればまだまだ現場で展開されている取調べの実態はとても情報収集型にはほど遠い¹⁰。弁護士アンケートを見ても、「取調べについて、警察の対応に疑問や不満があるか」という問いにつき6割以上が「とてもある」「ある」と回答していることを見てもこの状況は否定しがたいであろう¹¹。

また、検察官の取調べについては体系的な教育すらおこなわれていないようであり、近時、国家賠償訴訟で明らかになった検事調べの映像は、被尋問者の人格を貶め人間関係を支配するような言動で満ちており、その意図はともかく表面的な尋問実態は早急に改革を必要とする状況にあると言わなければならない。

世界中で研究されている尋問技法の成果と到達点に学ぶべきであろう。

注釈

- ¹ Ulf Holmberg & Kent Madsen, "Rapport Operationalized as a Humanitarian Interview in Investigative Interview Settings", *Psychiatry Psychology and Law* Vol.21 No.4 (2014)pp.591-610; Kent Madsen & Ulf Holmberg, "Interviewees' Psychological Well-being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach", *Psychiatry Psychology and Law*, Vol.22 No.1 (2014)pp. 60-74; Kent Madsen & Ulf Holmberg, "Personality Affects Memory Performance and Psychological Well-Being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach", *Psychiatry Psychology and Law*, Vol.22 No.5(2015).
- ² 拙稿「私の視点：取調べの抜本的改革を急げ」朝日新聞2024年8月23日付け
- ³ もっとも、英国では被尋問者の人格を尊重した取調べ方法、「倫理的取調べ (ethical interviewing)」が模範とされている。その概要を報告したものとして、指宿信「倫理的な取調べは可能か?—英国の実践から学ぶ」2020年法と心理学会個別報告 (2020) など。
- ⁴ Ulf Holmberg & S. Christianson, "Interviewing Offenders: A Therapeutic Jurisprudential Approach", from *Offenders' Memories of Violent Crimes*, S.A. Christiansen, ed(2007).
- ⁵ Ulf Holmberg, *Investigative Interviewing as a Therapeutic Jurisprudential Approach (From International Developments in Investigative Interviewing*, P 149-175, Tom Williamson, Becky Milne, and Stephen P. Savage, eds.(2009).

- ⁶ 詳しくは、たとえば以下参照。Kozinski, Wyatt (2018) “The Reid Inter rogation Technique and False Confessions: A Time for Change,” *Seattle Journal for Social Justice*: Vol. 16: Iss. 2, Article 10.
- ⁷ フレッド・E・インボー、ジョン・E・リード、ジョセフ・P・バックリー著；小中信幸、渡部保夫共訳『自白：真実への尋問テクニック』（ぎょうせい、1990）参照。
- ⁸ R. ミルン、R. ブル著；原聰編訳『取調べの心理学：事実聴取のための捜査面接法』（北大路書房、2003）参照。
- ⁹ 概要については、「教本『取調べ（基礎編）』の概要」を、具体的技術については、『取調べ（基礎編）』（2012）をそれぞれ参照。<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/sousa/index.html>
- ¹⁰ 上記取調べ技術の開発後も、報道されただけで枚挙に暇がない。最近のケースとして以下参照。「取り調べ中に「どつき殺すぞ」「泣かすぞ、お前」…警官が暴言、脅迫罪で略式起訴」読売新聞 Web 版 2022 年 9 月 7 日 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20220906-OYT1T50181/>、「本当はなかった銃弾紛失「お前しかおらん」取り調べで“サイコパス”と暴言も…うつ病を発症した警察官が提訴【奈良発】」FNN プライムオンライン 2022 年 10 月 10 日 <https://www.fnn.jp/articles/-/426690>、「男性巡査長、取り調べ室で男子中学生の胸ぐらつかむ…「正しい方向へ導きたかった」」読売新聞 Web 版 2023 年 5 月 8 日 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20230508-OYT1T50138/> 等参照。
- ¹¹ 「【詳報】警察への不満アンケート「取り調べ」編 未だに多い暴言・誘導、弁護士の怒り募る」弁護士ドットコム (2023 年 2 月 6 日) https://www.bengo4.com/c_1009/n_15614/